

# プライバシーポリシー (個人情報保護方針)

## 1. 個人情報の取得について

当社は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

## 2. 個人情報の利用目的

当社の提供するサービス申込みの際にご提出いただいた個人情報について、利用者様との連絡の為に利用させていただくほか、利用者及び家族がお申込みのサービスの手配および受領の為に必要な範囲内で利用させていただきます。

また、個人情報を第三者との間で共同利用し、または、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

また、当社グループでは、よりよいサービスや、サービス提供のご案内をお客様にお届けする為に、利用者及び家族の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 3. 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に利用者及び家族の同意を得ることなく第三者に提供しません。

## 4. 個人情報の管理について

- 当社は、個人情報の正確性を保ち、これを完全に管理致します。
- 当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- 当社は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏洩させません。

## 5. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について

当社は、利用者及び家族が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求ある場合には、異議なく速やかに対応します。

なお、当社の個人情報の取り扱いにつきましてご意見、ご質問がございましたら、下記までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

当社個人情報相談窓口

担当者:前川 優希

電話番号:098-972-7101

Mail:maekawa@swimshuu.com

## 6. 組織・体制

- 当社は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施します。
- 当社は、役員及び従業員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

個人情報管理責任者:石川 大貴

住所:うるま市栄野比753-2

電話番号:098-972-7101

## 7. 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善

当社は、この方針を実行するため、【個人情報保護マニュアル】を策定し、これを当社従業員その他関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的に改善致します。

平成31年 4月 1日改定  
有限会社ソーシャルサービス周

代表取締役 石川 大貴

## 個人情報の利用目的について

\_\_\_\_\_{1:(契約関係)利用者/入居者氏名}\_\_ 殿

当社が保有する個人情報については、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

### 【事業所内での利用目的】

- ①当該利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③事業所の会計、経理
- ④介護事故、緊急時等の報告
- ⑤当該利用者の介護・医療サービスの向上

### 【他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的】

- ①他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携
- ②サービスの担当者会議等、照会への回答
- ③当該利用者の診療等に当たり、外部の意思の意見・助言を求める場合
- ④家族等への心身の状況説明
- ⑤保険事務の委託、レセプトの提出、保険者からの照会への回答等

### 【上記以外の利用目的】

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための事業所内資料の作成
- ②事業所において行われる事例検討等
- ③外部監査、評価機関等への情報提供

尚、予め利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

説明日:\_{1:(契約関係)契約日/説明日}\_\_

【住 所:沖縄市池原3-10-112】

【名 称:住宅型有料老人ホームスイム池原苑】

【法 人 名:有限会社ソーシャルサービス周 代表取締役石川大貴】

【電話番号:098-937-9727】

1:印鑑(自分)

# 個人情報利用同意書

【事業者】住所:うるま市みどり町1-12-8  
社名:有限会社ソーシャルサービス周  
代表者:代表取締役 石川 大貴

1:印鑑(自分)

【事業所】住所:沖縄市池原3-10-112  
名称:住宅型有料老人ホームスイム池原苑  
代表者:代表取締役 石川 大貴

1:印鑑(自分)

<個人情報保護の趣旨>

当社が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

<個人情報利用範囲>

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

<肖像権について>

当社の、ホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして同意する場合は同意する、同意しない場合は同意しないと入力下さいませ。

肖像権使用有無： {{2:(契約関係)同意する/同意しない}}

本同意成立の証として、双方にて署名捺印に代わる電磁的処理を施し、双方各自保管を行います。なお、電磁的処理を施した者の電子印のみ表記する。

記入日： {{1:(契約関係)契約日/説明日}}

【ご利用者】 住 所： {{2:(契約関係)利用者/入居者住所}}

氏 名： {{2:(契約関係)利用者/入居者氏名}}

【利用者家族】 住 所： {{2:(契約関係)利用者家族住所}}

氏 名： {{2:(契約関係)利用者家族氏名}}

ご利用者との関係： {{2:(契約関係)利用者との関係}}

【代理人】 住 所： {{2:(契約関係)代理人住所}}

氏 名： {{2:(契約関係)代理人氏名}}

ご利用者との関係： {{2:(契約関係)利用者との関係②}}

署名代行理由： {{2:(契約関係)署名代行理由}}



## 【入所時利用注意事項説明書】

氏名： {{1:(契約関係)利用者/入居者氏名}} 様

有限会社ソーシャルサービス周  
代表取締役 石川大貴

1:印鑑(自分)

説明職員 {{1:(契約関係)説明者名}}

当施設では、住宅型有料老人ホームの特性をご家族の方へご理解いただきご利用者様ならびにご家族の皆様に満足いただけるよう努めてまいります。  
特性を再確認させていただくために再度ご確認くださいと思います。  
(下記項目に違反することがあった場合には退所いただくこともございます。)

- 歩行時の転倒、利用者同士の接触、ベッドや車椅子からの転落等による事故を未然に防ぐためにご利用者様に注意を促すことがあります。
- 当施設には看護師は常駐していないため緊急時にご家族様へご連絡させていただきますのでご協力をお願いいたします。(夜間帯における緊急を要する連絡をすることもありますのでご了承くださいませ)
- お薬は利用者様に直接渡すことのないようお願いいたします。
- お薬に関しまして、医師の処方のない市販のお薬・サプリメントはお預かりする事は出来ません。(医師の同意書がありましたら、こちらで管理いたします)
- 病院受診ならびに往診の際はご家族の方への付き添いをお願いいたします。
- ご利用者様の衣類ならびに寝具等には間違いを防止するために、名前のご記入をお願いいたします。記入のないものに関してはこちらで記入いたします。
- 差し入れ等は利用者様に直接渡すことはご遠慮いただいております。利用者トラブルの原因や糖類の制限のある利用者様もおりますのでご協力お願いします。
- ご利用者様のお薬が切れそうなときはこちらからご連絡する場合がございます。
- 利用料につきましては口座振替でのお支払いをお願いいたしております。毎月21日ごろに振替いたします。現金徴収の際は10日以降に請求書を郵送いたします。
- 利用料が3か月滞納されますと退所とさせていただきます。(場合により法的措置を講じます)
- おむつやお部屋で使用する備品類についてはご家族での管理になります。無くなったりした場合でも施設では連絡しませんのでご了承ください。
- ご利用者様において医療行為が必要になった際や通常の介護の方法では困難な状態に陥った際には看護師が常駐していない特性上退所をお願いすることがあります。

- ご家族様へのご連絡が長期にわたって取れない状態や上記内容外において協力が難しい状態と判断できる場合には入居ご利用をお断りする場合もございます。
- 入居料金に関しましては、日割り料金出来かねます。
- 上記内容に全て同意し、協力関係が難しいと判断された場合に退所となっても一切の意義はありません。

私は、上記項目について、住宅型有料老人ホームスイム池原苑の職員より、入所利用者の貴施設利用時の説明を受け、十分に理解しました。

また、本書の電磁的記録を作成し、双方にて署名捺印に代わる電磁的処理を施し双方各自保管を行います。なお、本書に電磁的処理を施した者の電子印のみを表記する。

説明日:{{1:(契約関係)契約日/説明日}}

入居者名:{{1:(契約関係)利用者/入居者氏名}}

御家族:{{2:(契約関係)利用者家族氏名}}  
利用者様との関係:{{2:(契約関係)利用者との関係}}

代理人:{{2:(契約関係)代理人氏名}}  
利用者との関係:{{2:(契約関係)利用者との関係②}}



2:印鑑(相手)

令和1年11月改定版

住宅型有料老人ホームスイム池原苑

入居契約書

標題部記載の契約当事者である「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、双方にて署名捺印に代わる電磁的处理を施し、双方各自保管する。なお、電磁的处理を施した者の電子印のみ表記する。

標 題 部
-------

(1) 契約の開始年月日

契約締結日	{{1:(契約関係)契約日/説明日}}
入居予定日	{{1:(契約関係)入居予定日}}

(2) 契約当事者

入居者名	入居者① 氏名： {{2:(契約関係)利用者/入居者氏名}} 性別： {{2:(契約関係)性別}} 生年月日： {{2:(契約関係)入居者生年月日}}
	入居者② 氏名： _____ 印 (男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ)
施設設置事業者名	法人名・代表者名： 有限会社 ソーシャルサービス周 代表取締役 石川 大貴 印 所在地： _____ うるま市みどり町1-12-8 1:印鑑(自分)

(3) 契約当事者以外の関係者

身元引受人	入居者①の身元引受人 氏名： {{2:(契約関係)利用者家族氏名}} 利用者との関係： {{2:(契約関係)利用者との関係}}  住所： {{2:(契約関係)利用者家族住所}} 電話： {{2:(契約関係)電話番号①}} 入居者②の身元引受人 氏名： {{2:(契約関係)代理人氏名}} 利用者との関係： {{2:(契約関係)利用者との関係②}} 住所： {{2:(契約関係)代理人住所}} 電話： {{2:(契約関係)電話番号2}}
	返還金受取人 (返還金の設定がある場合)

契約立会人等の第三者 (該当者がある場合)	氏名 : 住所 : 入居者との間柄 :	印
--------------------------	---------------------------	---

(4) 施設の名称・類型及び表示事項等

名称	住宅型有料老人ホーム スイム池原苑
類型	住宅型有料老人ホーム
表示事項	<p>居住の権利形態： 利用権方式          利用料の支払い方式： 月払い          入居時の要件： 要支援・要介護</p> <p>介護保険：居宅サービス利用可          (介護が必要となった場合、介護保険の居宅サービスを利用するホームです。)</p> <p>介護居室区分： 個室： 2室 相部屋 28室          その他：</p>
施設の概要	添付の重要事項説明書のとおり。
開設年月日	平成 29 年 8 月 1 日 NENN
所在	沖縄市池原3-10-112
土地建物の権利概要	<p>土地：賃貸</p> <p>建物：賃貸</p>

(5) 入居者が居住する居室

階層・居室番号等	2階、3階 一般居室
間取り・タイプ	相部屋タイプ
居室面積	12.0㎡・12.9㎡
ベランダ面積	なし
付属設備等	トイレ、洗面、収納

(6) 入居後に支払う費用の概要

月払いの利用料	{{1:(契約関係)月払いの利用料金}}
日割り計算で支払われる費用 についての計算起日	令和 年 月 日
支払い方法	管理規程に定める
管理費	<p>{{1: (契約関係) 管理費}}</p> <p>※相部屋タイプの場合は別紙にて記載          ※要介護認定に応じて変動（契約時の介護度に基づき記載しています）</p>
食費	27,000円/月（1日/1,000円）税込 軽減税率対象（税率8%）
光熱水費	なし
家賃相当額	{{1: (契約関係) 部屋タイプ 居室利用料}}
その他	・おむつ等施設設置分を使用した場合実費(税別)
その他月払いの利用料にかかる 考え方	添付の重要事項説明書のとおり。
消費税	税法に則り消費税を負担。表示金額は総額表示。

## 第 1 章 総 則

### (目的及び契約期間)

第1条 事業者は、入居者に対し、老人福祉法その他関係法令、沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し当該施設を利用する権利を与え各種サービスを提供します。

2 本契約は、表題部(1)記載の本契約締結の日から本契約第26条に定める契約の終了まで有効です。入居者は、有効期間中、本契約の規定を遵守して、本契約第21条の支払いを行い、目的施設を利用することができます。

二 入居者は、契約期間中長期不在又は入院中においても、目的施設の利用権を保有します。

三 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行なうことはできません。

- 1) 居室の全部又は一部の転貸
- 2) 目的施設を利用する権利の譲渡
- 3) その他上記各号に類する行為又は処分

### (各種サービス)

第2条 事業者は、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを提供します。

一 介護（介護保険給付対象サービスは除く。）

二 健康管理

三 食事の提供

四 生活相談、助言

五 生活サービス

六 レクリエーション

七 その他の支援サービス

2 事業者は、入居者のために医師に対する往診の依頼、通院の付き添いや入院の手続き代行等援助は行いますが、治療行為は行いません。なお、医療を受けるにあたって医療に要する費用は、すべて入居者の負担となります。

3 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡

二 その他上記に類する行為又は処分

### (管理規程)

第3条 事業者は、本契約に係る施設の管理規程を作成し、入居者及び事業者は、これを遵守するものとします。

2 前項の管理規程は、本契約に定める事項のほか、次の各号の項目を含んだものとします。 一 居室数及び入居者の定員

- 二 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担
  - 三 入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関の概要
  - 四 事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的な対応方法及び定期的に行われる 訓練等の内容
- 3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲で、事業者において改定することができるものとします。ただし、事業者は運営懇談会の意見を聴いた上で行うものとします。

(施設の管理、運営、報告)

第4条 事業者は、施設長その他必要な職員を配置し、施設の維持管理を行い、本契約に定め る各種サービスを提供しつつ、入居者のために必要な業務を行い施設を運営します。

2 事業者は、次の事項に係る帳簿を作成し、2年間保存します。

- 一 月額利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
- 二 入居者に提供したサービスの内容
- 三 緊急やむを得ず行った身体拘束の記録
- 四 サービスの提供等により生じた入居者及びその家族等からの苦情の内容
- 五 サービスの提供等により生じた事故の状況及び処置の内容
- 六 サービスの提供を他の事業者に委託した場合の当該事業者の名称、所在地、契約の内容 及び実施状況

3 事業者は、入居者又はその家族に対し、次に掲げる事項を報告するものとします。

- 一 毎会計年度完了後4ヶ月以内に行う事業者の前年度決算の状況
- 二 過去1年以内の時点における施設の運営状況、年間の入退去者数等の入居者の状況、一 時金の保全状況、施設の収支状況、職員の数及び資格保有状況等

(地域との協力)

第5条 事業者は、施設の運営にあたっては、地域及び地域住民との交流を図るとともに地方 自治体が実施する相談又は苦情処理等に係る業務に協力することとします。

(入居者の権利)

第6条 入居者は、提供されるサービスについて、次に掲げる権利を有します。入居者はこれ らの権利を行使することにより、事業者から不利益な取り扱いや差別的な待遇を受けること はありません。

- 一 可能なかぎりのプライバシーの尊重
- 二 個人情報の保護
- 三 入居者自らが選ぶ医師、弁護士、その他の専門家といつでも相談等することができます。ただし、それにより生じた費用は入居者が負担するものとします。
- 四 緊急やむを得ない場合をのぞいた身体拘束その他の行動を制限されることはありません。
- 五 施設の運営に支障がない限り、入居者個人の衣類や家具等備品を居室内に持ち込むこと ができます。
- 六 事業者及び提供するサービスに対する苦情をいつでも事業者、行政機関等に対

して申し 出ることができます。

(運営懇談会)

第7条 事業者は、施設の運営等に関して、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

2 事業者は、運営懇談会について、管理規程等に必要な事項を定めるものとします。

(苦情処理)

第8条 入居者は、事業者及び提供するサービスに対する苦情を申し立てることができます。2 事業者は、苦情受付の手続き及び記録方法について管理規程等で定め、迅速かつ誠実に対応するとともに適切な解決に努めます。

3 事業者は、入居者が苦情申立を行ったことを理由に何らの不利益な扱いをすることはあり ません。

(賠償責任)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に 損害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ、不可抗力による場合を除き、速やかに入居 者に対して必要な損害賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合 には賠償額を減じることがあります。

2 事業者は、事故の状況及びその処置等について記録をします。

(秘密保持)

第10条 事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族の個人情報について、個人情報保 護法を遵守し、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場 合又は入居者等からの事前の同意がある場合を除いて、契約 期間中、契約終了後にかかわら ず第三者に漏らすことはありません。

## 第 2 章 提供されるサービス

(介護等)

第11条 事業者は、提供するサービスの具体的な内容、提供する場所については管 理規定に詳細を定めます。また、職員等については施設内に掲示致します。

2 事業者は、入居者により適切なサービスを提供するため、必要と判断する場 合には、提供 する場所を施設内において変更する場合があります。

3 前項の変更を行う場合、次の手続きを書面にて行うものとします。

- 一 事業者の指定する医師の意見を聴取する
- 二 入居者及びその家族、身元引受人等の意見を聴取する

4 事業者は、居室の住み替えにより入居者の権利や利用料金等に重大な変更が生 じる場合は、 前項の手続きとあわせ、次に手続きを書面で行うものとします。

- 一 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける
- 二 住み替え後の居室の概要、費用負担の増減等について、入居者及び身元引受人等に説明 を行う

三 入居者同意を得る。ただし、入居者が自ら判断できない状況にある場合にあつては、身 元引受人等の同意を得る。

(健康管理)

第 12 条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意し個別に説明し、入居者が健康を維持するように助力します。

(食事)

第 13 条 事業者は、原則として施設内の食堂等において、1日3食の食事を提供できる体制を整え、入居者に食事を提供します。

(生活相談、助言)

第 14 条 事業者は、入居者からの一般的に対応や照会が可能な相談や助言を受け、入居者の生活全般に関する諸問題の解決に努めます。

(生活サービス)

第 15 条 事業者は、提供する生活サービスについて管理規定に明示し、適切なサービスを提供します。

(レクリエーション等)

第 16 条 事業者は、施設内において一般的に行うことができる運動・娯楽等のレクリエーション及び施設が実施するイベント等について適切なサービスを提供します。(内容については別途文書をもって告知致します)

### 第 3 章 使用上の注意

(使用上の注意)

第 17 条 入居者は施設及び敷地等の利用に関し、その本来の用途に従って、善良の管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第 18 条 入居者は、施設の利用にあたり、次に掲げる行為を行うことはできません。

一 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること。二 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。

三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。

四 テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること。五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること。

2 入居者は施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

一 観賞用の小鳥、魚等を飼育すること。

二 犬、猫等の動物を施設又は敷地内で飼育すること。

三 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設及び施設内に物品を置くこと。

四 施設内において営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告等の活動を行

うこと。五 施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること。

六 その他、事業者がその承諾を必要として管理規程等に定める行為を行うこと。

3 入居者は施設の利用にあたり、次の事項についてあらかじめ事業者と協議することとします。事業者は、基本的な考え方を管理規程等に定めることとします。

一 入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡の方法、費用の負担及び支払い方法

二 入居者が付き添い、介助、看護等の目的で家族及び第三者を居室内に居住させる場合の費用の負担及び支払い方法

三 事業者が入居者との事前協議を必要と定める事項

4 入居者が前各号の規定に違反等し、事業者又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合、事業者又は当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

(修繕)

第 19 条 事業者は、入居者が施設を利用するために必要な修繕を行います。入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は入居者が負担するものとします。

2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめ入居者に通知とします。入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することはできません。

3 前2項の規定にかかわらず、居室内の軽微な修繕に係る費用負担等について、管理規定等に定めることとします。

(居室への立ち入り)

第 20 条 事業者は、施設の保全、衛生管理、防犯、防火、防災その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は、正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

2 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命、財産に重大な支障をきたす緊急のおそれがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合、事業者は入居者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、速やかにその理由と経過を入居者に報告するものとします。

## 第 4 章 費用の負担

(月払い利用料)

第 21 条 入居者は、事業者に対して本書に定める月払いの利用料を支払うものとします。

2 本書に定める費用について、1ヶ月の満たない期間の費用は、日割り計算した額とします。

但し、食事費用のみの日割り計算とします。又、本来は月初めの入居を基本としておりやむを得ない事情のみ対応するものとします。

(食費)

第 22 条 入居者は、事業者から食事の提供を受けた場合には、本書に定める食費を支払うものとします。

(その他の費用)

第 23 条 事業者は、入居までに支払う費用及び月払い利用料のほか、光熱水費、冷暖房費、共用施設を利用した場合の利用料、入居者の希望により提供した各種サービスの利用料等について、入居者の負担となるか等を管理規定に明記するものとします。

(費用の支払い方法)

第 24 条 事業者は、月払い利用料その他費用の支払い方法等について、管理規定等に必要な事項を定めることとします。

(費用の改定)

第 25 条 事業者は、月払い利用料等入居者が支払うべき費用を改定することがあります。

2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、施設が所在する自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします。

3 入居者が支払うべき費用を改定する場合は、あらかじめ事業者は入居者及び身元引受人等に通知します。

## 第 5 章 契約の終了

(契約の終了)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する場合に本契約は終了するものとします。

- 一 入居者が死亡したとき。
- 二 事業者が第27条に基づき解除を勧告し、予告期間が満了したとき
- 三 入居者が第28条に基づき解約を行ったとき

(事業者からの契約解除)

第 27 条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約を将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除することがあります。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
- 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- 三 第18条の規定に違反したとき

四 入居者の行動が、他の入居者又は職員の生命に危害を及ぼし、又はその危害の切迫したおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法等ではこれを防止することができないとき

2 前項の規定に基づく契約の解除の場合、事業者は次の各号に掲げる手続きを書面で行います。

- 一 契約解除の通告について30日の勧告期間をおく

二 前号の通告に先立って入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける

三 解除勧告の予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には 入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力する。

3 本条1項第四号によって契約を解除する場合は、事業者は前項のほか、書面にて次の手続きを行います。

一 医師の意見を聴く

二 一定の観察期間をおく

(入居者からの解除)

第 28 条 入居者は、事業者に対して30日前に解除の申し入れを行うことにより本契約を解除することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

2 入居者が前項の解約届を提出せず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解除されたものとします。

(明け渡し及び原状回復)

第 29 条 入居者及び身元引受人等は、本契約が終了した場合、直ちに居室を明け渡すこととします。

2 入居者等は、居室明け渡しの場合、通常の使用に伴い生じた居室の消耗を除き、原状回復することとします。

3 入居者等並びに事業者は、前項の入居者等が負担して行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

(財産の引き取り等)

第 30 条 事業者は、本契約の終了後における入居者の所有物等を善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。

2 入居者又は身元引受人等は、本契約終了後日の翌日から起算して30日以内に入居者の所有物等を引き取るものとします。

3 事業者は、入居者又は身元引受人等に対して、前項の引き取り期限を書面により通知します。

4 事業者は、引き取り期限経過後に残置された所有物等について、入居者及び身元引受人等がその所有権を放棄したものとみなし、入居者又は身元引受人等の負担により適宜処分することができるものとします。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第 31 条 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さなければならない。明け渡さない場合、入居者は契約終了日の翌日から起算し、明け渡し日までの管理費相当額を事業者に支払うものとします。ただし、第26条第1号に該当する場合は、前条第2項に定める所有物等の引き取り期限を本条にいう契約終了日とみなします。

(精算)

第 32 条 事業者は、本契約が終了した場合において、入居者の事業者に対する支払義務がある場合は、債務の内訳を入居者及び身元引受人等に明示します。

## 第6章 身元引受人及び返還金受取人等

### (身元引受人)

第33条 入居者は、身元引受人をあらかじめ定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由があると認められる場合には、定めなくともよいこととします。

2 身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。

3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めなければならない。

4 事業者は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

5 身元引受人は、入居者が死亡した場合に遺体及び慰留金品を引きとるものとします。

### (事業者へ通知を必要とする事項)

第34条 入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含め、管理規定に規定された事業者への通知が必要な事項が発生した場合は、遅滞なく事業者へ通知するものとします。

一 入居者若しくは身元引受人の氏名が変更した場合

二 身元引受人又は返還金の受取人が死亡した場合

三 入居者若しくは身元引受人について、成年後見制度による後見人、補佐人、補助人の審判があった場合、又は破産の申立て（自己申立てを含む）、強制執行、仮差押え、仮処分、競売、民事再生法等の申立てを受け、若しくは申立てをした場合

四 入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結した場合

### (身元引受人の変更)

第35条 事業者は、身元引受人が前条第二号又は第三号の規定に該当することとなった場合には、入居者に対して新たな身元引受人を定めることを請求することができます。

2 入居者は、前項の請求を受けた場合には、身元引受人を新たに定めるものとします。

### (入居途中の契約当事者の追加)

第36条 入居者が契約後若しくは既に入居している場合に、入居者は事業者に対して、契約当事者の追加を申し出ることができます。ただし、事業者は申し出を拒否することができるものとします。

2 追加入居者は、施設の利用及び各種サービスを享受し、直接に本契約に定める義務を負います。入居者と追加入居者は、本契約に基づく金銭債務につき互いに相手方の連帯債務者となります。

3 事業者が追加入居者の申し出を承認する場合には、入居者及び事業者は協議の上、必要な事項について、別に追加契約を文書により締結するものとします。

## 第7章 その他

(入居契約時の手続き)

第 37 条 入居者等から入居申し込みがなされ、事業者における入居審査を経て、事業者の承諾がなされた後に契約当事者間で入居契約が締結されます。

2 事業者は、本契約の締結に際し、入居者等が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるように、十分な時間的余裕を持って、重要事項説明書に基づき契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者等の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名押印して、それぞれが保管することとします。

3 事業者は、本施設が介護保険法に基づく、特定施設入居者生活介護の指定を受けない住宅型有料老人ホームであることを入居者等に理解させ、入居者が要支援、要介護となった場合において施設における介護保険法に基づく介護サービスは行わず、同サービスが必要となった場合には、入居者が個々に訪問介護事業者等と契約を締結することなどが必要となることを十分に説明します。

また、入居者が訪問介護事業所等を選定する際は、施設は、周辺事業者等を紹介するなど協力するものとします。

4 事業者は、訪問介護事業所等を施設に併設若しくは隣接して設置している場合において、入居者が他の訪問介護事業所を選択し、契約した場合においても入居者に対して不利益が生じるものではないことを十分に説明します。

(費用計算起算日の変更)

第 38 条 事業者又は入居者が、表題部に記載の各起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面により通知し、協議を行うこととします。

(誠意処理)

第 39 条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者は協議し、誠意をもって処理することとします。

(合意管轄)

第 40 条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、那覇地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを事業者並びに入居者はあらかじめ合意します。

## 入所請求情報等確認表

請求に関する下記事項を確認いただき入力もしくは記載いただきますようお願い申し上げます。

うるま市みどり町1-12-8  
有限会社ソーシャルサービス周  
代表取締役 石川大貴

1:印鑑(自分)

入居者氏名:{{1:(契約関係)利用者/入居者氏名}}

入居日	{{1:(契約関係)契約日/説明日}}
請求開始日	{{1:(契約関係)請求開始月}} ※毎月末締め翌月10日以降に請求を行います。
洗濯料金	{{2:(契約関係)希望有無(入居情報確認表)①}} ※施設で行う場合には月額4,950円(税込)別途お支払いいただきます。
マスク代	{{2:(契約関係)希望有無(入居情報確認表)②}} ※施設で準備を行う場合には月額550円(税込)別途お支払いいただきます。
請求書等郵送先	宛名:{{2:(契約関係)請求書等郵送宛名}} 住所:{{2:(契約関係)請求書等郵送住所}} ※入力もしくは記入いただいた宛名及び住所に請求書を郵送します。
生活保護有無	{{2:(契約関係)生活保護受給有無}} 生活保護を現在受給しているのか、今後の予定を合わせて記載くださいませ。
支払方法	{{2:(契約関係)支払方法}} ※現金もしくは口座振込をご希望の場合は請求書受領後にお支払いの程お願い申し上げます。 ※口座振替をご希望の場合には別途口座振替依頼書のご記入がございました。 ※口座振替の場合は登録迄に1~2ヶ月を要する場合がありますため口座登録が済んでいない月は、原則登録後に未徴収分を合算して引落しいたします。 ※口座振替の場合は毎月21日頃に振替を行いますので予めご準備の程お願い申し上げます。

以上の内容に基づいて請求いたしますので、支払い方法に沿ってお支払いの程をお願い申し上げます。また、上記内容に変更が出た場合は可能な限り早めにご連絡頂ますようお願いいたします。

支払い方法の変更を希望される方は(098—937—9728)まで連絡下さいませ。

本内容確認の証として、本書の電磁的記録を作成し、双方にて署名捺印に代わる電磁的処理を施し、双方各自保管する。また本内容に電磁的処理を施した者の電子印のみ表記する

確認日:{{2:(契約関係)契約日/説明日}}

確認者氏名:{{2:(契約関係)利用者家族氏名}}

2:印鑑(相手)